

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2011-25228(P2011-25228A)

【公開日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-006

【出願番号】特願2010-136283(P2010-136283)

【国際特許分類】

*B 01 D 41/02 (2006.01)*

【F I】

*B 01 D 41/02*

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月12日(2013.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

外筒2'の下部に導入された濾過材112aは、スクリューコンベア4'の螺旋羽根18により揉み洗いされつつ上方に移送されるが、その間に濾過材112aは洗浄され濁質が濾過材112aから剥離する。この洗浄された濾過材112aは、剥離された濁質を含む逆洗液122とともに排出管61aを通過して濾過タンク101に排出される。スラリーのレベル109とレベル120の間には濾過材112aが流動しないので、前述の内部管107からは濁質を含む逆洗液122のみが流出する。この間、逆洗液122は、常時排出口106から濾過タンク101内に注入されているので、濁質を含む逆洗液122は内部管107から連続して外部に排出される。従って、濾過タンク101と洗浄装置1a内を循環する逆洗液122中の濁質は、徐々に減少する。制御部30は、スクリューコンベア4'を揉み洗いに適した回転数にするために操作される。この回転数は、例えば、半径10cmのスクリューコンベア4'の場合、スクリューコンベア4'の外縁の周速度が4m/秒以下となるように設定されることが好ましい。